

社会福祉法人育桜福祉会 令和4年度事業計画書

昭和56年（1981年）2月の法人設立から41年が経過し、令和4年（2022年）4月現在、日中活動サービス事業所（通所）10か所、障害者支援施設（入所）1か所の施設を中核に、身体障害者福祉会館1か所、グループホーム14か所をはじめ、法人独自に設置した、障害がある方たちの地域生活を支援するための地域生活支援室や相談支援室などを運営しています。昨年度9月末で「たかつ基幹相談支援センター」を廃止したため、施設及び事業所数は市内28か所となっており、利用者総数は550名を超えています。また、職員数も約420名であり、年間の総事業費は約24億円の事業規模となっています。

令和3年7～8月には、複数の日中活動事業所に新型コロナウイルス感染症による休園など、支援・活動の提供が計画通り出来ませんでした。「密閉空間」、「密集場所」、「密接場面」の三密の回避、手洗いや消毒などの手指衛生、マスク着用の徹底、健康状態と体調の把握、換気など、基本的な感染対策を継続し、支援・活動プログラムを、リスクに対する工夫をもって、適切に進めます。

令和4年度は、法人の第3期中期計画(2019年度～2023年度)の4年目の年度であり、同計画に掲げる、「利用者支援の充実」、「職員の確保・育成・定着に向けた取り組みの強化」、「法人の安定した経営」を目指し、次の重点運営項目への取り組みを着実に進めます。

さらに、感染症や災害が発生した場合にも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できるよう、事業継続計画の作成に努めます。また、衛生管理委員会を開催し、研修や訓練等を実施するとともに、感染症の予防に努めます。

なお、社会福祉法人の地域における公益的な取組みの一環として、共生社会の実現をめざし、各施設を起点とした障害の理解促進に向けた取組みを推進します。

1 法人共通重点運営項目

(1) 利用者支援の充実

新たに策定した法人基本理念及び基本方針に基づき、障害がある方が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、引き続き日常の支援を進めるとともに、法人苦情解決対応規定及び虐待防止対応規定に基づき、より一層、利用者の人権の尊重に努めます。

特に、身体拘束と行動の制限の禁止には重点的に取り組むこととし、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省）」に基づき適正に実施します。

また、職員の就業管理システム（勤次郎）や利用者の生活支援システム（ケアカ

ルテ)等の更なる有効活用や、文書等のデジタル化と事業所間のネットワーク化、電子決済の導入等により、事業運営における事務負担の軽減に引き続き取り組みます。

併せて、利用者支援の充実に資するため、内部自主点検・利用者満足度調査・第三者評価を計画的に実施し、課題や強みを抽出するとともに、改善やさらなる向上を図ります。令和4年度は、内部自主点検を「しらかし園」、「小向このはな園」、「桜の風」、「北部身体障害者福祉会館」、「わーくす高津」で、利用者満足度調査を「わかたけ作業所」、「白楊園」、「こぶし園」、「ゆずりは園」、「桜の風」、「陽光ホーム」、「北部身体障害者福祉会館」、「わーくす高津」、「南部及び北部地域生活支援室」で取り組み、「あかしあ園」、「いぬくら」において、福祉サービス第三者評価を受審することとします。

「桜の風」の運営については、社会福祉法人川崎聖風福祉会と構成した共同事業体の第2期指定管理期間となっており、入所施設としての体制を最大限に活用し個別支援の充実に努めるとともに、地域連携を担当する職員(地域移行コーディネーター)を配置するなど、地域生活支援型(通過型)施設としての役割と機能を着実に果たしていくものとします。

利用者家族の高齢化を踏まえ、地域での生活を実現していく場としてのグループホームについては、安定した運営を確保するとともに、それぞれのグループホームと連携施設との連携を、災害時対応の観点から強化することとします。

(2) 職員の確保、育成、定着に向けた取組みの強化

全産業分野での労働力不足が社会課題となっており、とりわけ、福祉分野は厳しい状況が続いています。

こうした状況においても、人材の確保、育成、定着を図ることが、安定した事業運営のために不可欠となります。

このため、外部講師等に職員を積極的に派遣し、障害福祉に関する最新の情報を取り入れ法人の取組みに反映させるとともに、支援技術及び質の向上を図ることで、「障害福祉に特化した法人」としての魅力を高めるなど、継続した法人の魅力発信に努めます。

引き続き職員確保は、年度当初の新卒者採用のみならず、年度中途での転職者等の採用に向けた取組みを継続し、通年での採用計画に基づき職員採用を進めます。

また、職員の育成、定着に向け、法人人材育成方針及び研修体系に基づき、職種や職務、経験年数に応じた多様な育成研修を実施するとともに、目標と自己統制による管理の手法を活用し、個別面談等を通じて管理職や役付職員とのコミュニケーションの機会を創出することにより、個々の職員の力を発揮できる環境づくりに取り組むこととします。

さらに、職員が安心して働き続けられるよう、福利厚生制度や職場環境等の整備を進めるとともに、新たな福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金を含めた、国の福祉・介護職員等処遇改善加算制度の適応を引き続き進め、職員の処遇改善に向けた取組みを推進します。

障害者支援施設「桜の風」における障害者雇用（クリーンキーパー）を継続し、法定雇用率の達成を図るとともに、施設外での仕事の創出等にも取り組むこととします。

(3) 法人の安定した経営

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえ、安定した事業運営が行われるよう、引き続き利用率の向上など収入増に向けて取組みを進めるとともに、実施事業の再点検を行うものとします。

また、組織規程に基づき、法人としての組織力の向上を図るとともに、法改正や社会情勢の変化に適切に対応するため、必要に応じて関係諸規程の見直しを進めます。さらに、今後の会計監査人の必置条件の引き下げへの対応も考慮し、内部管理体制の整備を進めます。

施設の長寿命化と快適な環境確保に向けて、適切に設備等の更新を進めることとし、今年度は、経年劣化に対応し、川崎市わーくす高津の環境改善工事を実施することとします。

また、今年度は、桜の風の指定管理期間の最終年にあたり、次期指定管理者公募に適切に対応するため必要な準備を行うこととする。

2 事業別重点運営項目

(1) 日中活動サービス事業所・身体障害者福祉センター

◎ 多機能型事業所(生活介護事業所及び就労継続支援B型事業所)

① わかたけ作業所（利用定員55名：生活介護45名・就労継続支援B型10名）

▼《地域での生活を継続するための支援の充実》

高齢化による本人の状態の変化や家庭基盤の変化があるため、今後の生活の具体的なイメージ作りを進めます。短期入所サービスの利用促進につながる働きかけや、グループホームの見学・体験利用などに取り組み、今後の生活をイメージできるような機会を作ります。

▼《生活介護：日中活動サービスの充実》

日中活動は、作業活動が主体となっていますが、健康に配慮した活動や年齢に則した活動内容、活動量などを検討し、状態像に合わせた活動の充実に取り組みます。

▼《就労継続：工賃向上と施設外作業の充実》

工賃支払月額3万円の維持を目標に据え、隣接する日本理化学工業とも連携して、施設内作業はもとより施設外作業も実施します。

また、地域での様々な経験を支援することで、更なる作業意欲、就労への意欲の向上につながるよう支援し、ハローワークでの求職登録やトライアル雇用など、一般就労にチャレンジできるよう支援します。

② 白楊園（利用定員 80 名：生活介護 65 名・就労継続支援 B 型 15 名）

▼《社会参加の充実と地域交流の取り組みの再開》

十分な感染対策を講じながら、自主製品販売会の実施や地域行事への参加、身近な社会資源の活用など地域とのつながりを深めるための活動を充実させます。そのために、日々の支援における地域とのつながりについて考えることを目的とする「社会生活委員会」を新たに設置し、具体的取組みの立案、進捗を確認し、促進します。

▼《生活介護：一人ひとりに合った活動内容の充実》

ア 生産活動の工程を細分化し、一人ひとりの特性や得意分野に合わせた作業内容を提供することで生産活動への主体性を高め、実感と充実感につながるよう支援します。

イ 季節に合った創作的活動、理学療法士の指導に基づく個別のリハビリやグループで行う体操、外に出かけるウォーキングやドライブなどの活動を通じて様々な経験の拡大や生活の充実につながるよう支援します。

▼《就労継続：働くことに対する意識の向上と機会や経験の拡大》

ア 作業活動で利用者の役割を明確にし、責任をもって仕事をする意識が育まれるよう支援します。

イ 企業見学、短期的な就労体験、企業実習に関する情報提供や意向調査を行い、就労への意欲が高まるよう支援します。

③ しらかし園（利用定員 37 名：生活介護 25 名・就労継続支援 B 型 12 名）

▼《感染症対策を講じた地域交流・社会参加の推進》

ア 新型コロナウイルス感染症対策を講じながら地域のイベントに積極的に参加します。

イ 二酸化炭素濃度測定や体温計測など具体的な情報で客観的に確認し、安心して活動に参加できるようにします。

▼《一人ひとりが力を発揮し主体性を高められるような支援の充実》

社会リハビリテーションの視点から一人ひとりが生活するうえで自分の力を発揮できるよう支援する「社会生活力プログラム (SFA)」の支援手法を参考に、学習や体験の機会を設け、家庭と連携し生活場面に即した継続的な取り組みを実施します。

▼ 《生活介護：エンパワメントを重視した生活支援の促進》

日常生活や地域での様々な場面で、自分でできることを見出し、広げ、自信につながられるよう支援します。

そのために生活の様々な場面の様子を把握し、テーマに沿った学習や体験の機会を提供します。

▼ 《就労継続：就労を意識した学習機会の実施》

就労継続支援 B 型事業では、就労への意欲が高まるよう支援し、テーマに沿って就労に必要なことを学ぶ取り組みを行います。

▼ 《地域との交流の充実》

ア 障害者スポーツ（ボッチャ）の体験などの機会を通じ、障害福祉の啓発活動に取り組みます。

イ 地域にお住まいの方々にご協力いただき、洋服のリサイクル事業として運営している「洋服ポスト」を通じて、「しらかし園」の活動を知っていただくとともに、利用者及び職員が地域のイベントに参加するきっかけとするなど、広報活動の拠点として運営します。

◎ 生活介護事業所

① こぶし園（利用定員 40 名）

▼ 《地域での様々な体験機会の拡充による意思形成支援の充実》

利用者が地域活用できるドラッグストア、コンビニエンスストア、自動販売機、郵便ポストなど身近な社会資源に目を向けまとめた「地域資源マップ」を活用し、感染対策を講じながら外に出て資源を活用する体験機会を設け、地域の方との接点を広げます。

また、その様子を記録し、意志決定支援の手掛かりとなるような情報を収集します。

▼ 《高齢化に伴う利用者の健康維持と安定した生活のための支援の強化》

看護職員を中心に、日々の体温や体調の把握などの健康管理を家族と連携して行います。

また、利用者及び家族の高齢化に伴い生活上の困難さが増大する中、安定した生活が保持できるよう、在宅での福祉サービスの導入などにつながるよう、相談機関、区役所、家族が利用する介護サービス事業所等とも連携します。

▼ 《安全性の向上と腰痛予防対策のための福祉用具活用の推進》

職員の腰痛予防対策や利用者の身体的負担の軽減を図るため、積極的に福祉機器を活用するとともに、福祉機器に関する知識や適正な介護技術のある支援員としての人材育成に取り組みます。

② ゆずりは園（利用定員 50 名）

▼ 《気持ちや意思を汲み取る支援の充実》

利用者の想いや気持ちなどの意思を、表情、言葉、行動などのサインからくみ取り、支援につなげます。その際の手掛かりや状況などを記録に残し、支援の客観的な根拠となるようアセスメント（情報収集と蓄積）に努めます。

また、個々の理解の仕方に合わせ、絵カード、写真カードなど目で見てわかりやすい情報提供の仕方を工夫します。

▼ 《意思を実現するための支援の充実と経験の拡大》

利用者から表出された意思を、行事や昼食メニュー、活動内容など身近な生活の中で実現できるよう支援し、自分の意見が実現する経験を積み重ねられるような機会を拡大します。

▼ 《製パン作業工程の見直し》

製パン作業に関する設備活用と原材料からの製造過程を見直し、作業のスケジュール全般を見直すことでより多くの利用者に関われるようにします。

また、製造・販売などに関わる原材料、製品等の管理把握を適正に保ち、標準化された業務内容に整理することで安定的に取組める環境を整えます。

③ あかしあ園（利用定員 40 名）

▼ 《日中活動プログラムの充実》

感染症防止策を定着させながら、これまでの地域とのつながりなど事業所の強みを活かし、日中活動の内容を多彩に広げます。

また利用者の年齢や健康を考慮し、ヨガ活動やウォーキングなど無理なく続けられる運動活動に取り組みます。

▼ 《利用者支援の質の向上につなげる人材育成の推進》

障害に関する専門的な理解と支援技術について、日々の打ち合わせや会議の他、各種専門研修等の受講、事業所内での研修の企画実施などを通じて専門性を高め、実践につなげます。

また、利用者への虐待防止のみならず日常生活における権利擁護にも目を向け、質の高い支援を提供できるチーム作りに努めます。

▼ 《第三者評価の活用と課題改善に向けた取組み》

これまで実施した内部自主評価や利用者満足度調査など、サービス評価の結果を

踏まえ、課題改善に取り組むことに加え、今年度は第三者評価を受けることで客観的な評価基準に基づくサービスの質の評価を行います。

④ いぬくら（利用定員 20 名）

▼ 《地域の社会資源を活用した活動の充実》

十分な感染症対策を講じながら、少人数グループでの飲食店の利用や日用品の買い物など近隣の身近な社会資源を活用します。

その際には、事前準備を丁寧に行い、楽しみや緊張などの実感をもって取り組めるよう支援し、その様子を家族や他の支援機関とも共有します。

▼ 《意思に基づく生活の実現に向けた取組みの推進》

利用者の意思を大切にくみ取るため、意思確認を丁寧に行います。具体的な物を提示しわかりやすく伝えることや、香りや触感など感覚的な刺激への反応などの記録を積み重ね、本人の想いを想像する際の手掛かりとします。

また、そのような本人の意思を丁寧にくみ取り、生活の質（QOL）の向上につなげられるよう、整形外科診断、理学療法診断をはじめとする専門相談を活用し、個別性の高い支援や介助方法を標準的に行えるよう取り組みます。

▼ 《日々の暮らしを支えるための関係機関とのつながりの強化》

日々の暮らしの中で生じる困りごとに対し、相談支援機関や在宅サービス事業所など本人を取り巻く支援ネットワークとの連携を図り、情報共有や支援の協力関係を強化します。

また、今後も安心して地域で生活を継続できるよう、利用者及び家族が必要な福祉サービスを使ってみようと思えるよう、保護者会での体験談の共有や情報提供の働きかけを行います。

⑤ 小向このはな園（利用定員 40 名）

▼ 《分かりやすい環境やコミュニケーションの方法による生活支援の充実》

落ち着いて物事に臨めるような分かりやすい関り方や環境の整備をさらに進め、絵カードや写真、現物などの視覚的な情報で伝え方を工夫します。

また、利用者の発言や様子など意思決定の手掛かりとなる記録を積み重ね、意思や選好の推定の参考にします。

▼ 《日中活動プログラムの充実》

新型コロナウイルス感染症予防策を講じながら、日中プログラムの充実を図ります。ウォーキングなどの継続的な運動活動、園芸活動、季節の創作活動などに加え、新しい受注作業の開拓を進めます。

また、「このはな感謝祭」や「一日外出」などの行事を安心して実施できる方法や準備を検討します。

▼ 《満足度の高い福祉サービスの推進》

利用者満足度調査から確認された意向を踏まえ、日中活動を通じた自立や社会参加の支援とともに、地域での生活、家族との生活の背景に配慮した支援についても日中活動事業所として可能な支援を模索し実施します。

⑥ 北部身体障害者福祉会館作業室（利用定員 20 名）

▼ 《感染症対策を講じた地域交流及び社会参加の取組みの推進》

新型コロナウイルス感染症の影響で休止していたバザー品販売について、感染者数の状況を見極めながら必要な対策を講じながら再開できるよう工夫します。

また、「Colors かわさき展」や「川崎市障害者作品展」などに積極的に作品を出展し、アート活動を通じた交流機会の充実を図ります。

「持続可能な 17 の目標（SDGs）」を意識し、地域の学校との関係づくり、小学校の「総合の時間」への利用者と共にしかかわる取り組み、地域の清掃活動やリサイクル活動など事業所内での活動のみならず地域での交流や啓発、地域貢献の視点に立った取り組みの充実を図ります。

▼ 《生活や状態像の変化に対応する関係機関との連携強化》

利用者の高齢化による身体機能の低下が顕著に表れてきており、本人にとって快適な生活や状態像に合った生活を支えるため、住環境や自助具等の整備・充実に向けて取り組みを進めます。

そのために専門機関への相談や介護保険等関係機関との情報交換を密に共有するとともに、生活の場となる家庭やグループホームとの情報共有を行い、これからの生活を見据えた支援の検討に努めます。

▼ 《日中プログラムの充実》

感染症対策を徹底した上で、溝口駅近くに立地する地の利を活かし、近隣の店舗やコンビニエンスストアに実際に行って好きなものを選んで購入するなどの実体験の中で、活用できるバリアフリー化された地域資源の情報収集に取り組みます。

またスポーツ、音楽、創作（アート）など趣味や関心に広がりが見られるよう、「スポーツ月間」などのテーマ期間を設け取り組み余暇の拡大を図るとともに、定期的な活動報告をまとめるなど主体的な関わりが持てる充実した活動提供となるように努めます。

◎ 就労継続支援 B 型事業所

わーくす高津（利用定員 30 名）

▼ 《一人ひとりの想いに沿った生活スタイルの実現に向けた取り組みの推進》

これからの暮らしや就労のイメージについて個別面談等で丁寧に聞き取り、ニー

ズとして整理します。就労への意欲や年齢に応じた生活の様子などから希望する生活の実現につながるよう、様々な福祉サービスの情報や就労に向けた具体的準備など、個別のニーズに沿った情報や機会の提供、体験機会の取り組みなどを進めます。

▼《作業能力に合わせた作業種の充実》

主に取り組む受注作業などは工程を細分化し、分担することで利用者の関わりを広げます。

また、マンション清掃作業など多くの利用者が参加できる作業の活動数を増やします。

▼《就労に向けた取組みの推進》

ハローワークの求人情報の確認や面接の練習などに取り組み、川崎市主催の就労体験事業の機会等を活用し、就労に向けた準備やチャレンジの機会を創出します。

また、生活面の安定と自立に向けて、K-STEPセルフケアシートを活用し、自分に合ったセルフケアが身につくよう支援します。

【身体障害者福祉センター】

北部身体障害者福祉会館

▼《新型コロナウイルス感染症を踏まえた利用環境の整備》

感染症の拡大を未然に防ぐため「ウイルスを持ち込まない」「ウイルスを滞留させない」感染拡大に対する予防的環境を整え、利用団体に周知徹底を図ります。

▼《利用の利便性向上への取組み》

安全で安心な環境整備を心がけ、利用しやすい会館となるよう空き室状況の情報発信を工夫するとともに、建物維持のために必要な改修や備品の整備を、法人本部及び川崎市とも協議しながら適切に対応します。

▼《防災・防犯体制の強化》

地震・火災・水害を想定した防災訓練を実施し、発災時、安全に避難誘導ができるよう準備を進めます。また、発災後の短期及び長期の対応について事業継続・再開計画（BCP）を作成し、備えます。

会館内にある作業室及びわーくす高津との連携も強化し、災害時の一体的な危機管理体制を構築します。

▼《開所40年記念の取組みの実施》

過去の記録の整理を行い、パネル作成及び展示、広報誌「北身館だより」での特集記事で広報します。

(2) 桜の風及び陽光ホーム

① 桜の風（定員：施設入所支援 50 名・生活介護 44 名・短期入所 15 名）

▼ 《虐待防止対策の強化》

障害者虐待防止の徹底をするために、虐待行為そのものに留まらず利用者との日常的な関わり方においても尊厳を害してしまいかねない適切とはいえない言動や支援がないかについて虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む）で点検し、支援や言動の改善につながるよう職員に周知します。

また、川崎市障害福祉施設等苦情解決支援事業第三者委員会の協力員や事業所で招く研修の講師など、客観的第三者の意見に触れる機会を確保することで透明性を確保します。

▼ 《日中活動内容の充実》

日中の活動内容は個々の特性や能力に応じた充実した活動となるよう活動内容を拡充します。

定期的な公園など地域の清掃活動や地域とのかかわりを意識した活動内容を新たに開拓し、日中活動支援担当者と入所ユニット支援担当者が連携して取り組み活性化を図ります。

▼ 《十分な感染対策を講じた社会参加、地域交流の充実》

感染予防対策を講じながら、一人ひとりの生活の様子に応じた社会参加機会を確保します。そのために、利用者一人ひとりの地域とのつながりの様子を再確認し、エコマップ（社会資源関係図）にまとめ、ひとつずつ拡充を図るためのチャレンジを再開します。

その取り組みを通じ地域との交流を生み出すことが、地域における障害理解の推進機会であることを念頭に積極的に実施します。

② 陽光ホーム（利用定員 16 名）

▼ 《安全・安心な生活環境の提供》

感染予防の観点から作られた「新しい生活様式」を徹底するとともに、利用者自らも単独での外出場面等で適切な感染予防が実施できるよう支援します。

また、日常の健康管理に留意し、健康診断の結果等を踏まえながら適切な医療につながるよう通院等の支援を行います。

暮らしの安全について、建物設備等の老朽化に対応できるよう法人本部及び川崎市との連携を図りながら、必要な修繕や改修等に計画的に取り組むことに加え、土砂災害警戒区域に指定されている隣接斜面地の巡視を行います。

▼ 《地域移行の推進》

利用者がこれからの生活を考え、イメージできるよう支援します。個別支援計画の作成にあたっては、丁寧な聞き取りの中でどんな暮らしのイメージを持っているのか希望する暮らしのイメージを確認し、関連する計画相談センターや相談支援セ

ンター及び日中活動先と適切に情報共有を進め、希望する暮らしの実現に向けた第一歩とします。

▼《地域生活体験事業の推進》

新型コロナ感染拡大の状況を踏まえ、利用前の健康状態などの事前チェックを行うことで感染リスクを低減し、利用後の健康状態についても追跡確認することで相互に安心して取り組めるようにします。

(3) 南部及び北部地域生活支援室

(南部及び北部並びに西部生活ホーム運営センター)

第1・第2・第3・第4・第5・第6・第7・第9・第10生活ホームいくおう及び生活ホームいくおう・北加瀬並びに第1神木・第2神木・上作延(総利用定員68名)

▼《生活ホーム運営センターを中核とする体制の強化》

各生活ホーム運営センター職員を中核とし、連携施設や日中活動先事業所と連携して、個々の利用者のニーズや必要性に即した個別の支援をサポートするとともに、円滑なホーム運営ができるように運営センター体制の強化を図ります。

▼《世話人の育成》

約80名の世話人に対し、研修機会の拡大や個別面談の実施などを通じて、世話人業務の再確認と、利用者に対して丁寧で、きめ細かいサービス提供ができる世話人の育成に取り組めます。また、世話人が不安を抱えこまないよう、適宜コミュニケーションが取れる環境を整え、安心して業務に専念できる体制を整備します。

▼《食事内容の充実》

食事提供が、利用者個々の状況に応じて、栄養バランスの取れた安全安心なものとなるよう、定期的に食材業者と調整します。

▼《ICTを活用したシステム等の有効活用》

職員の就業管理システムや利用者の生活支援システムの有効活用等により、業務の効率化を図り、利用者支援に必要な時間の確保に努めます。

(4) 相談支援室

障害者相談支援センター

(いまい地域相談支援センター・計画相談センターいくおう)

▼《安定した運営の推進》

職員が互いに業務を報告し、相談し合える時間を定期的に設け、業務の振り返りを行うことで、業務の抱え込みを防ぐ安定した組織的運営とします。

▼ 《相談支援専門員の人材育成の推進》

年間テーマを設定し、法人内の相談支援センター連絡調整会議において定期的に意見交換をします。

本年度のテーマは「障害者虐待防止法」と「意思決定支援」とし、関連する外部研修も積極的に受講します。

▼ 《災害時個別避難計画の作成》

災害時における要援護者の避難や安否確認等を円滑に図るため、国の指針に基づき、「災害時個別避難計画」を作成します。

▼ 《新型コロナウイルス感染症予防策の徹底》

訪問時には、利用者の健康状況の確認、三密の回避、訪問前後の消毒、手洗いの徹底、訪問時間をなるべく時間を短くするなど、予防対策を徹底します。また職員は出勤前の体温測定や健康管理に努めます。

また、打合せや会議はリモートによる会議の開催方法を活用します。